

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

可児市は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

可児市長

公表日

令和5年2月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童を養育している者に児童手当を支給する事務。 中間サーバを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法別表第二に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付の事務。 (令和3年度子育て世帯への臨時特別給付の事務について【令和4年4月30日終了】口座登録法第10条に基づき、特定公的給付指定告示により指定された「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付」に係る記載) サービス検索・電子申請を通じ、事務手続きを公開し各種申請の受付を行う。
③システムの名称	児童手当システム、宛名管理システム、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当システムファイル、宛名ファイル、臨時給付金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第一の56の項、番号法第9条第1項別表第1の100の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号 別表第二の26、30、74、75、87の項、別表第一主務省令第73条、別表第一告示 3号、4号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	可児市福祉部福祉支援課 〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目1番地
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	可児市福祉部福祉支援課 〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目1番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	可児市福祉部福祉支援課 〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目1番地

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成26年6月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成26年6月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 5①部署	可児市健康福祉部こども課	可児市福祉部福祉課	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当しない変更事項
平成29年4月1日	I 5②所属長	課長 高井 美樹	課長 大澤 勇雄	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当しない変更事項
平成29年4月1日	I 7 請求先	可児市健康福祉部こども課	可児市福祉部福祉課	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当しない変更事項
平成29年4月1日	I 8 連絡先	可児市健康福祉部こども課	可児市福祉部福祉課	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当しない変更事項
平成30年4月1日	I 5①部署	可児市福祉部福祉課	可児市福祉部福祉支援課	事後	課名の変更に伴うもの
平成30年5月21日	I 5②所属長の役職名	課長 大澤 勇雄	課長	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴うもの
平成30年4月1日	I 7 請求先	可児市福祉部福祉課	可児市福祉部福祉支援課	事後	課名の変更に伴うもの
平成30年4月1日	I 8 連絡先	可児市福祉部福祉課	可児市福祉部福祉支援課	事後	課名の変更に伴うもの
令和4年1月20日	I 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童を養育している者に児童手当を支給する事務。中間サーバを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法別表第二に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。	生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童を養育している者に児童手当を支給する事務。中間サーバを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法別表第二に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付の事務。 (令和3年度子育て世帯への臨時特別給付の事務について【令和4年4月30日終了】口座登録法第10条に基づき、特定公的給付指定告示により指定された「令和4年度子育て世帯への臨時特別給付」に係る記載)	事前	令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金事務の追加
令和4年1月20日	I 2 特定個人情報ファイル名	児童手当システムファイル、宛名ファイル	児童手当システムファイル、宛名ファイル、臨時給付金ファイル	事前	令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金事務の追加
令和4年1月20日	I 3 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の56の項	番号法第9条第1項 別表第一の56の項、番号法第9条第1項別表第1の100の項	事前	令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金事務の追加
令和4年1月20日	I 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号 別表第二の26の項、30の項、74の項、75の項、87の項	番号法第19条第7号 別表第二の26の項、30の項、74の項、75の項、87の項、別表第一主務省令第73条、別表第一告示 3号、4号	事前	令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金事務の追加
令和5年2月27日	I 1②事務の概要	(略) 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付の事務。 (令和3年度子育て世帯への臨時特別給付の事務について【令和4年4月30日終了】口座登録法第10条に基づき、特定公的給付指定告示により指定された「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付」に係る記載)	(略) 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付の事務。 (令和3年度子育て世帯への臨時特別給付の事務について【令和4年4月30日終了】口座登録法第10条に基づき、特定公的給付指定告示により指定された「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付」に係る記載) サービス検索・電子申請を通じ、事務手続きを公開し各種申請の受付を行う。	事後	年1回の見直しによるもの
令和5年2月27日	I 1③システムの名称	児童手当システム、宛名管理システム、中間サーバ	児童手当システム、宛名管理システム、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能	事後	年1回の見直しによるもの
令和5年2月27日	I 3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の56の項、番号法第9条第1項別表第1の100の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第一の56、100の項	事後	年1回の見直しによるもの
令和5年2月27日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の26の項、30の項、74の項、75の項、87の項、別表第一主務省令第73条、別表第一告示 3号、4号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号 別表第二の26、30、74、75、87の項、別表第一主務省令第73条、別表第一告示 3号、4号	事後	年1回の見直しによるもの
令和5年2月27日	IV5特定個人情報の提供・移転	十分である	提供・移転しない	事後	年1回の見直しによるもの